

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第24号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則等の一部を改正する規則

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第1条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1～35 略		1～35 略	
36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	略	36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの
	(1) 略		(1) 略
	(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項及び第4項各号、第56条の2第1項ただし書、 <u>第57条の4第1項ただし書</u> 、 <u>第58条第2項</u> 、 <u>第59条第1項第3号及び第4項</u> 、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7		(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3

	<p>第5項、第85条第3項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、<u>第52条第6項第3号</u>、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項並びに第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>		<p>項、第6項及び第7項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可の申請に係る書類</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項並びに第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類</p> <p>(5)～(7) 略</p>
--	---	--	---

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)及び第16項、第51条ただし書、<u>第52条第6項第3号</u>、<u>第10項</u>、<u>第11項</u>及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項から第4項まで、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、</p>	<p>(確認申請手数料等の免除又は減額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)及び第16項、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び<u>第3項</u>、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3</p>

第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

## 2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

（建築設備等及び昇降機等の定期報告）

第17条 略

## 2 略

- (1) 令第16条第3項第1号の昇降機 毎年4月1日から翌年3月31日まで

号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

## 2・3 略

（建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票）

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から570の項まで（515の2の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

（建築設備等及び昇降機等の定期報告）

第17条 略

- 2 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 令第16条第3項第1号の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（平成28

(2)・(3) 略  
3～5 略

(定期報告に係る建築物等の廃止等)  
第18条 略

(建築物の事故報告)

第18条の2 木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合においては、当該工事の工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、直ちに、事故報告書（第1報）（第13号様式の2）により知事に報告しなければならない。

2 前項の事故が発生した日から起算して15日以内に、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに工事監理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、事故報告書（第2報）（第13号様式の3）により知事に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に準用する。

第5章 略

第13号様式（第18条関係）  
略

年6月1日前に設置した小荷物専用昇降機にあっては、当該小荷物専用昇降機を設置した日）の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間

(2)・(3) 略  
3～5 略

(定期報告に係る建築物等の廃止等)  
第18条 略

第5章 指定道路等

第13号様式（第18条関係）  
略

## 第13号様式の2（第18条の2関係）

第13号様式の2（第18条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

### 建築物の事故報告書（第1報）

下記のとおり事故が発生しましたので、建築基準法第12条第5項の規定に基づき、報告します。  
 なお、本情報は速報であり、詳細調査等の状況によっては内容が変更する場合があります。

香川県知事 殿

年 月 日

工事施工者 住所  
 氏名  
 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

1 事 故 の 概 要	①発生日時	年 月 日（曜日） 時 分頃
	②発生場所（所在地）	
	③建築物の名称	
	④主要用途	
	⑤建築物の規模等	延べ面積： m <sup>2</sup> 階数：地上 階、地下 階 最高高さ： m 構造：□木造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □その他（ ）
	⑥工事種別	□新築 □増築 □改築 □移転 □修繕 □模様替 □除却
	⑦事故の発生場所	□エレベーター □エスカレーター □自動扉 □防火シャッター □窓 □手すり □その他の建物内部 □外壁（仕様： ） □看板類 □外部足場 □その他の外部 □その他（ ）
	⑧事故の状況（具体的に記入してください。）	
⑨ 被 害 者 の 概 要	ア) 被害者の数	名
	イ) 被害程度	わかる範囲で記入してください。 軽症 名、中等症 名、重症 名、死亡 名
	ウ) 性別	男性 名、女性 名
	エ) 年齢層	就学前 名、児童・生徒 名、高齢者 名 その他 名
2 応 急 措 置	①建築物等に講じた 応急措置の内容	
	②被害者への応急措 置の内容	

第13号様式の3（第18条の2関係）

（その1）

（日本産業規格A列4番）

建築物の事故報告書（第2報）  
（第一面）

建築基準法施行細則第18条の2第1項の規定に基づき、 年 月 日に報告した下記事故についての詳細を報告します。

香川県知事 殿

年 月 日

所有者・管理者等 住所  
氏名  
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
電話番号

工事監理者 住所  
氏名  
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
（ ）級建築士事務所（ ）登録第（ ）号  
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号  
電話番号

工事施工者 住所  
氏名  
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）  
建設業の許可 大臣・知事 第（ ）号  
電話番号

1 事 故 の 概 要	①発生日時	年 月 日（ 曜日） 時 分頃
	②発生場所（所在地）	
	③建築物の名称	
	④主要用途	
	⑤建築物の規模等	延べ面積： m <sup>2</sup> 階 数：地上 階、地下 階 最高高さ： m 構 造： <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	⑥工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 除却
	⑦事故の発生場所	<input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 自動扉 <input type="checkbox"/> 防火シャッター <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> その他の建物内部 <input type="checkbox"/> 外壁（仕様： ） <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 外部足場 <input type="checkbox"/> その他の外部 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(その2)

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

2 事 故 の 状 況 等	①事故の状況	
	②事故の原因	(具体的に記入してください。)
	③ 被 害 者 の 概 要	ア) 被害者の数 名
	イ) 被害程度	わかる範囲で記入してください。 軽症 名、中等症 名、重症 名、死亡 名
	ウ) 性別	男性 名、女性 名
	エ) 年齢層	就学前 名、児童・生徒 名、高齢者 名 その他 名
3 再 発 防 止 対 策	①建築物等に講じた 応急措置の内容	
	②再発防止対策の内 容(具体的な対策等 を記載した図書を 添付してくださ い。)	

第19号様式 (第23条関係)  
(その1) 略

第19号様式 (第23条関係)  
(その1) 略

(その2)

(日本産業規格A列4番)

(第二面)	
建築物及びその敷地に関する事項	
【1 地名地番】	
【2 住居表示】	
【3 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4 その他の区域、地域、地区、街区】	
【5 道路】	
【ア 幅員】	
【イ 敷地と接している部分の長さ】	
【6 敷地面積】	
【ア 敷地面積】	(1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【イ 用途地域等】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【オ 敷地面積の合計】	(1) (2)
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【ク 備考】	
【7 主要用途】	(区分 )
【8 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計 )
【ア 建築面積】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 建蔽率】	( ) ( ) ( ) ( )
【10 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計 )
【ア 建築物全体】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ウ エレベーターの昇降路の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【エ 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【オ 認定機械室等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【カ 自動車車庫等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【キ 備蓄倉庫の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ク 蓄電池の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ケ 自家発電設備の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【コ 貯水槽の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【サ 宅配ボックスの設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【シ その他の不算入部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ス 住宅の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【セ 老人ホーム等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ソ 延べ面積】	
【タ 容積率】	

(その2)

(日本産業規格A列4番)

(第二面)	
建築物及びその敷地に関する事項	
【1 地名地番】	
【2 住居表示】	
【3 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
【4 その他の区域、地域、地区、街区】	
【5 道路】	
【ア 幅員】	
【イ 敷地と接している部分の長さ】	
【6 敷地面積】	
【ア 敷地面積】	(1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【イ 用途地域等】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【ウ 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【エ 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
【オ 敷地面積の合計】	(1) (2)
【カ 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	
【キ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	
【ク 備考】	
【7 主要用途】	(区分 )
【8 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【9 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計 )
【ア 建築面積】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 建蔽率】	( ) ( ) ( ) ( )
【10 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計 )
【ア 建築物全体】	( ) ( ) ( ) ( )
【イ 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ウ エレベーターの昇降路の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【エ 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【オ 自動車車庫等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【カ 備蓄倉庫の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【キ 蓄電池の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ク 自家発電設備の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ケ 貯水槽の設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【コ 宅配ボックスの設置部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【サ 住宅の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【シ 老人ホーム等の部分】	( ) ( ) ( ) ( )
【ス 延べ面積】	
【セ 容積率】	
【11 建築物の数】	
【ア 申請に係る建築物の数】	
【イ 同一敷地内の他の建築物の数】	
【12 工事着手予定年月】	年 月
【13 工事完了予定年月】	年 月
【14 その他必要な事項】	
【15 備考】	

(その3)

(日本産業規格A列4番)

(第三面)		
【11 建築物の数】		
【ア 申請に係る建築物の数】		
【イ 同一敷地内の他の建築物の数】		
【12 工事着手予定年月】	年	月
【13 工事完了予定年月】	年	月
【14 その他必要な事項】		
【15 備考】		

(その4)

(日本産業規格A列4番)

(第四面)				
建築物別概要				
【1 番号】				
【2 工事種別等】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更				
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 既設				
【3 構造】 造 一部 造				
【4 高さ】				
【ア 最高の高さ】				
【イ 最高の軒の高さ】				
【5 用途別床面積】				
(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)				
【ア】	( )	( )	( )	( )
【イ】	( )	( )	( )	( )
【ウ】	( )	( )	( )	( )
【エ】	( )	( )	( )	( )
【オ】	( )	( )	( )	( )
【6 その他必要な事項】				
【7 備考】				

(その3)

(日本産業規格A列4番)

(第三面)				
建築物別概要				
【1 番号】				
【2 工事種別等】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更				
<input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 既設				
【3 構造】 造 一部 造				
【4 高さ】				
【ア 最高の高さ】				
【イ 最高の軒の高さ】				
【5 用途別床面積】				
(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)				
【ア】	( )	( )	( )	( )
【イ】	( )	( )	( )	( )
【ウ】	( )	( )	( )	( )
【エ】	( )	( )	( )	( )
【オ】	( )	( )	( )	( )
【6 その他必要な事項】				
【7 備考】				

## 注意事項 (その1) 略

## (その2)

(日本産業規格A列4番)

- ⑬ 10欄の「イ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ウ」にエレベーターの昇降路の部分、「エ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「オ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限り。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「カ」自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「キ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ク」に蓄電池（床に据え付けるものに限り。）を設ける部分、「ケ」に自家発電設備を設ける部分、「コ」に貯水槽を設ける部分、「サ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限り。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ス」に住宅の用途に供する部分、「セ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「シ」に当該部分の床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「イ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ソ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「イ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ウ」から「オ」に記入した床面積、「カ」から「サ」までに記入した床面積（これらの面積が、次のaからfまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積）及び「シ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「オ」(2)によることとします。
- a 自動車車庫等の部分 5分の1
  - b 備蓄倉庫の部分 50分の1
  - c 蓄電池の設置部分 50分の1
  - d 自家発電設備の設置部分 100分の1
  - e 貯水槽の設置部分 100分の1
  - f 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑯ 6欄の「ウ」、「エ」、「カ」及び「キ」、9欄の「イ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

## 注意事項（表面） 略

## 注意事項（裏面）

(日本産業規格A列4番)

- ⑬ 10欄の「イ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ウ」にエレベーターの昇降路の部分、「エ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「オ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「カ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「キ」に蓄電池（床に据え付けるものに限り。）を設ける部分、「ク」に自家発電設備を設ける部分、「ケ」に貯水槽を設ける部分、「コ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限り。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「サ」に住宅の用途に供する部分、「シ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「イ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ス」の延べ面積及び「セ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「イ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ウ」及び「エ」に記入した床面積並びに「オ」から「コ」までに記入した床面積（これらの面積が、次のaからfまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれaからfまでに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「セ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「オ」(2)によることとします。
- a 自動車車庫等の部分 5分の1
  - b 備蓄倉庫の部分 50分の1
  - c 蓄電池の設置部分 50分の1
  - d 自家発電設備の設置部分 100分の1
  - e 貯水槽の設置部分 100分の1
  - f 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑯ 6欄の「ウ」、「エ」、「カ」及び「キ」、9欄の「イ」並びに10欄の「セ」は、百分率を用いてください。
- ⑰ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。
- 4 第三関係
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
  - ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
  - ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
  - ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
  - ⑤ 5欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
  - ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

(その3)

(日本産業規格A列4番)

4 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（<u>平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。</u>）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。）当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</p> <p>(3) <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。）</u> 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表（住戸にあっては、別表第3）の金額欄に定める額を合算した額</p>	<p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部576の2の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（<u>経済産業省令・国土交通省令第1号</u>）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</p> <p>(3) <u>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「低炭素化の基準告示」という。）Iの第2の2に掲げる基準（低炭素化の基準告示Iの第2の2—2(2)ロの適用があるものに限る。）</u>に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号の</p>

2 略

(1)・(2) 略

(3) 誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1条に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表(住戸にあっては、別表第3)の金額欄に定める額を合算した額

(4) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合(前3号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

別表第1 (第10条関係)

略

別表第2 (第10条関係)

略

別表第3 (第10条関係)

	区分	金額
住戸	住戸の数が1戸のもの	21,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	38,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	54,000円

場合を除く。) 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項の金額欄中「アからウまで」とあるのは「ア及びウ」と読み替えて、同項の規定により算定した額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合(前2号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額(前項第3号に掲げる場合にあつては、同号に定める額)を合算した額

別表第1 (第10条関係)

略

備考 低炭素化の基準告示Iの第2の2-2(2)口の適用がある場合は、住宅の共用部分を除いて算定するものとする。

別表第2 (第10条関係)

略

備考 低炭素化の基準告示Iの第2の2-2(2)口の適用がある場合は、住宅の共用部分を除いて算定するものとする。

住戸の数が11以上25以下のもの	76,000円
住戸の数が26以上50以下のもの	113,000円
住戸の数が51以上100以下のもの	172,000円
住戸の数が101以上200以下のもの	243,000円
住戸の数が201以上300以下のもの	314,000円
住戸の数が301以上のもの	357,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。)</u> 当該認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</p> <p><u>(4) 基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準(基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。)</u>に適合するかどうかの審査を受ける場合(前3号に掲げる場合を除く。) 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)</p> <p>第16条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 基準省令第10条第2号ロに掲げる基準(基準省令第12条第2項第2号の適用があるものに限る。)</u>に適合するかどうかの審査を受ける場合(前2号の場合を除く。) 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額</p>

4 略

(1)・(2) 略

(3) 誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前3号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額（前項第4号に掲げる場合にあっては、同号に定める額）を合算した額

別表第2（第16条関係）

略

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第3（第16条関係）

略

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第4（第16条関係）

		区分	金額
住宅部分	<u>一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合</u>	<u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>21,000円</u>
		<u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>22,000円</u>
	<u>その他の場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,000円</u>

4 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額（前項第3号に掲げる場合にあっては、同号に定める額）を合算した額

別表第2（第16条関係）

略

備考 基準省令第12条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第3（第16条関係）

略

備考 基準省令第12条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	63,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	172,000円

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則第19号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。